

## 福祉避難所

大規模災害時に、通常の広域避難場所等において避難生活を続けることが困難である方を対象に、福祉避難所を開設します。

福祉避難所は、避難生活の長期化が予見される場合、受入態勢を整えた後に開設しますので、まずは広域避難場所等に避難してください。

福祉避難所は、「福祉避難所」と「福祉避難室」の2種類があります。

### ● 福祉避難所とは

広域避難場所等において避難生活を続けることが困難な方を対象に、開設する避難所です。

本市では現在、福祉避難所として市内外7施設の社会福祉施設等と協定書を締結しています。

#### ・ 福祉避難所利用対象者

高齢者、障がい者、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、医療機関などに入所・入院するに至らない程度の要配慮者が対象となります。

#### ・ 開設時期

大規模災害発生後、避難生活の長期化が予見される場合、受入態勢を整えた後に開設します。

※ 福祉避難所は、緊急時に必ずしも開設されるものではありません。

### ● 福祉避難室とは

広域避難場所の和室及び就学前施設の一部の部屋を、数人の要配慮者のみで利用するスペースです。プライバシーの確保、間仕切りの設置など、可能な限り配慮に努めています。

#### ・ 福祉避難室利用対象者

福祉避難所利用対象者の方で、福祉避難所が開設されるまでの時間、または福祉避難所が開設されない場合には、福祉避難室を利用していただきます。

また、高齢者、障がい者、病弱者等で福祉避難所を利用するまでには至らない方及び妊産婦、乳幼児等の要配慮者が対象となります。

### 【福祉避難所を利用するまでの流れ】

